

行 動 計 画

業 種 教育事業
企業名 長崎日本大学学園
策 定 令和3年3月25日

社員が、自らの能力を全力で発揮し、その職責を果たすとともに、自身の生活との調和を図り、働きやすい職場環境整備を実現するために、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1

妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実現。

対策1

令和3年7月までに、育児休暇等の制度について職員へ周知を行うと共に、学園勤務のカウンセラーを活用した相談体制を整備する。

目標2

労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入。

対策2

令和3年4月1日から、休暇に関する規則を改正し、子の看護休暇を時間単位で取得できるよう変更する。

目標3

年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施。

対策3

毎年7月を目途に、年次有給休暇の取得状況を確認し、取得が少ない職員に対して、計画的取得の周知、徹底を行う。